

議案第3号

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

（費用弁償）

第6条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

別表第1中

学校給食センター運営委員会	委員	日額	6,000円	別表第2に定める額
市医		年額	119,500円	
産業医		年額	119,500円	
学校医（保育所・幼稚園含む。）	1校につき	年額	119,500円	
	1学級につき	年額	6,100円	
市歯科医		年額	99,900円	
学校歯科医（保育所・幼稚園含む。）	1校につき	年額	99,900円	
	1学級につき	年額	4,900円	
学校薬剤師	1校につき	年額	22,000円	
水道運営審議会	委員	日額	6,000円	一般職

」を

学校給食センター運営委員会	委員	日額	6,000円
産業医		年額	480,000円
学校医（保育所・幼稚園含む。）	1校につき	年額	200,000円
	1校の児童又は生徒（当該年5月1日の人数）の総数	年額	200人までは1人あたり200円、201人からは1人あたり300円を加算

学校歯科医（保育所・幼稚園含む。）	1校につき	年額	200,000円
	1校の児童又は生徒 （当該年5月1日の人数）の総数	年額	200人までは1人あたり200円、201人からは1人あたり300円を加算
学校薬剤師（幼稚園含む。）	1校につき	年額	70,000円
水道運営審議会	委員	日額	6,000円

」に

改める。

別表第2中

「

職名	勤務1日当たりの費用弁償
産業医	20,000円
保育所医	20,000円
保育所歯科医	20,000円
市医	20,000円
市歯科医	20,000円
学校（幼稚園）医	20,000円
学校（幼稚園）歯科医	20,000円
学校（幼稚園）薬剤師	20,000円
市内の公立学校の教職員	1,000円

」を

「

職名	勤務1日当たりの費用弁償
市内の公立学校の教職員	1,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

つくばみらい市特別職報酬等審議会の答申を受け、費用弁償の支給のある産業医、学校医、学校歯科医等の非常勤特別職の報酬額及び費用弁償を改定するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)新旧対照表

改正案				現行						
(費用弁償) 第6条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。				(費用弁償) 第6条 特別職の職員が委員会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行(住所又は居所から目的地までの旅行をいう。)について費用弁償として旅費を支給する。ただし、費用弁償として旅費を支給するについては、別表第2に掲げる特別職の職員以外の職員については、支給しない。						
2・3 (略)				2・3 (略)						
別表第1(第2条、第6条、第7条関係)				別表第1(第2条、第6条、第7条関係)						
職名		報酬区分	報酬額	旅費(相当する職)	職名		報酬区分	報酬額	旅費(相当する職)	
(略)	(略)	(略)	(略)	一般職	(略)	(略)	(略)	(略)	一般職	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

学校給食センター 運営委員会	委員	日額	6,000円	
(削る)		(削る)	(削る)	(削る)
産業医		年額	480,000円	
学校医(保育所・幼稚園含む。)	1校につき	年額	200,000円	
	1校の児童又は生徒(当該年5月1日の人数)の総数	年額	200人までは1人あたり200円、201人からは1人あたり300円を加算	
	(削る)	(削る)	(削る)	
	学校歯科医(保育所・幼稚園含む。)	1校につき	年額	200,000円
	1校の児童又は生徒(当該年5月1日の人数)の総数	年額	200人までは1人あたり200円、201人からは1人あたり300円を加算	
学校薬剤師(幼稚園含む。)	1校につき	年額	70,000円	
水道運営審議会	委員	日額	6,000円	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

学校給食センター 運営委員会	委員	日額	6,000円	
市医		年額	119,500円	別表第2
産業医		年額	119,500円	に定め
学校医(保育所・幼稚園含む。)	1校につき	年額	119,500円	る額
	1学級につき	年額	6,100円	
市歯科医		年額	99,900円	
学校歯科医(保育所・幼稚園含む。)	1校につき	年額	99,000円	
	1学級につき	年額	4,900円	
学校薬剤師	1校につき	年額	22,000円	
水道運営審議会	委員	日額	6,000円	一般職
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2(第2条、第6条、第7条関係)

職名	勤務1日当たりの費用弁償
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
市内の公立学校の教職員	1,000円

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2(第2条、第6条、第7条関係)

職名	勤務1日当たりの費用弁償
産業医	20,000円
保育所医	20,000円
保育所歯科医	20,000円
市医	20,000円
市歯科医	20,000円
学校(幼稚園)医	20,000円
学校(幼稚園)歯科医	20,000円
学校(幼稚園)薬剤師	20,000円
市内の公立学校の教職員	1,000円